

平成27年6月25日

株主の皆様へ

## 富士石油株式会社

### 第13期期末配当に関するご説明

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、本日開催の第13回定時株主総会において、第13期期末配当として1株あたり3円をお支払いすることを決議し、平成27年6月26日（金）よりお支払いを開始いたします。

本配当金は、「その他資本剰余金」を配当原資とするため「資本の払戻し」に該当し、一般的な「利益剰余金」を配当原資とする配当とは税務上のお取扱いが異なります。

本配当金は税務上の「配当所得」ではないため、源泉徴収の対象にも配当控除の対象にもなりません。また、株主の皆様におかれましては「みなし譲渡損益」が発生し、当社株式の取得価額の調整が必要となる場合があります。

つきましては、本配当金のお取扱い等について後記のとおりご案内させていただきますので何卒ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

敬具

本状は第13期期末配当金に係る税務上のお取扱いや、税法の規定により株主の皆様へ通知すべき事項等をご説明・ご通知するものですが、株主の皆様個々のご事情により対応は異なりますので、全てを網羅するものではありません。具体的な税務上のお手続き等につきましては、最寄の税務署または税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。

また、特定口座をご利用の株主様の取得価額の調整方法等につきましては、お取引の口座管理機関（証券会社等）にご確認ください。

なお、本状は株主様が今後当社の株式を売却する場合の「取得価額」の説明資料になりますので、保管くださいますようお願いいたします。

## 1. 今回の配当金の税務上のお取扱いについて

(1) 今回の配当の所得区分について（所得税法第24条、同第25条等）

- ①「その他資本剰余金」を原資としており、「資本の払戻し」としてのお取扱いとなります。なお、「みなし配当」には該当いたしません。
- ②配当所得にはあたりませんので、源泉徴収は行っておりません。また、配当控除の対象にもなりませんので確定申告の際はご注意ください。
- ③下記（2）の計算のとおり、「みなし譲渡損益」が発生する可能性がありますのでご注意ください。

(2) みなし譲渡損益について（租税特別措置法第37条の10）

税法の規定により、株主の皆様には「みなし譲渡損益」が発生する可能性があります。

以下例のように、「①収入とみなされる金額」から「②取得価額」を控除した金額が「③みなし譲渡損益」に該当します。なお、純資産減少割合は後記（4）（5）をご参照ください。

<例>

A みなし譲渡損を生じる場合（概ね平均取得単価215円以上の方）

※次の例は当社株式を1株あたり400円で1,000株取得した場合

$$\text{①収入とみなされる金額} = 3 \text{円 (1株あたり配当)} \times 1,000 \text{株} = 3,000 \text{円}$$

$$\text{②取得価額} = (400 \text{円} \times 1,000 \text{株}) \times 0.014 \text{ (純資産減少割合)} = 5,600 \text{円}$$

$$\text{③みなし譲渡損益} \quad \text{①} - \text{②} = -2,600 \text{円}$$

(2,600円のみなし譲渡損)

B みなし譲渡益を生じる場合（概ね平均取得単価が214円以下の方）

※次の例は当社株式を1株あたり200円で1,000株取得した場合

$$\text{①収入とみなされる金額} = 3 \text{円 (1株あたり配当)} \times 1,000 \text{株} = 3,000 \text{円}$$

$$\text{②取得価額} = (200 \text{円} \times 1,000 \text{株}) \times 0.014 \text{ (純資産減少割合)} = 2,800 \text{円}$$

$$\text{③みなし譲渡損益} \quad \text{①} - \text{②} = 200 \text{円}$$

(200円のみなし譲渡益)

(ご注意)

みなし譲渡損益にかかる確定申告や税務上のお取扱いにつきましては、株主の皆様個々の状況により異なりますので、お取引の証券会社、最寄の税務署または税理士にご相談くださいますようお願い申し上げます。

(3) 取得価額のお取扱いについて（所得税法施行令第114条第1項）

税法の規定により、株主の皆様が当社株式の取得価額が調整されます。調整式は以下のとおりです。なお、純資産減少割合は後記（4）（5）をご参照ください。

1株あたりの新しい取得価額（調整後の取得価額）

$$= 1株あたりの従前の取得価額 - (1株あたりの従前の取得価額 \times 純資産減少割合)$$

<例>

当社株式を1株あたり400円で1,000株取得した場合（従前の取得価額は400,000円※）

$$\text{新しい取得価額} = (400円 \times 1,000株) - (400円 \times 1,000株 \times 0.014)$$

→ 394,400円（新しい取得価額）

なお、特定口座をご利用の株主様の取得価額の調整方法等につきましては、お取引証券会社にご確認ください。特定口座をご利用でない株主様につきましては、上記の計算式により取得価額を調整していただく必要があります。

※平成23年3月期にも「その他資本剰余金」を原資とした配当を行い、取得価額の調整をしておりますので、平成23年3月31日以前に当社株式を取得している場合、取得価額の再調整となります。

(4) 個人株主の皆様へのご通知事項

| 所得税法施行令第114条第5項に規定する事項                         | ご通知事項                     |
|--|---------------------------|
| 純資産減少割合<br>（資本の払戻しに係る所得税法施行令第61条第2項第3号に規定する場合） | 0.014<br>（小数点以下第3位未満切り上げ） |

(5) 法人株主の皆様へのご通知事項

| 法人税法施行令第23条第4項に規定する事項                 | ご通知事項      |
|---------------------------------------|------------|
| 金銭その他の資産の交付の起因となった法人税法第24条第1項各号に掲げる事由 | 資本の払い戻し    |
| その事由の生じた日                             | 平成27年6月26日 |
| みなし配当額に相当する金額の1株あたりの金額                | 該当しません     |

| 法人税法施行令第119条の9第2項に規定する事項                       | ご通知事項                     |
|--|---------------------------|
| 資本の払戻しに係る法人税法施行令第23条第1項第3号に規定する割合<br>（純資産減少割合） | 0.014<br>（小数点以下第3位未満切り上げ） |
| 資本の払い戻しにより減少した資本剰余金の額                          | 231,652,803円              |

## 2. 本件に係るご照会先

(1) 本状についての一般的なご照会先

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-288-324 (フリーダイヤル)

受付時間 平日午前9:00～午後5:00 (土日祝日等の銀行休業日を除く)

(2) 取得価額の調整に関する具体的にご照会先

お取引の口座管理機関(証券会社等)または最寄の税務署もしくは税理士等にご相談ください。

(3) 税務申告に関するご照会、ご相談

最寄の税務署または税理士等にご相談ください。

以 上